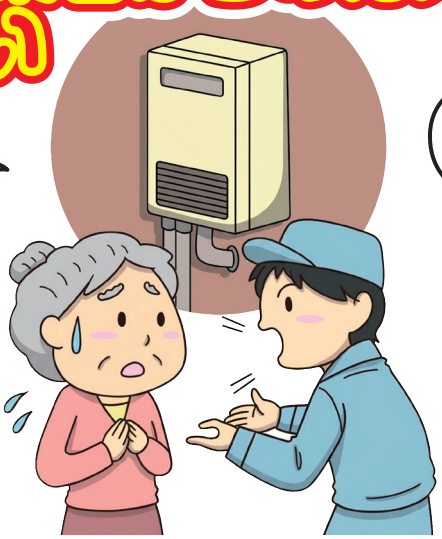
第115号（R8年度第6号）

広島市消費生活センターだより

覚えのない事業者からのガス点検にご注意ください





消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

事例

●「無料で給湯器の点検をする」と、電話や訪問で給湯器の点検を持ち掛けられた。
●契約している事業者からの勧誘だと思っていたが、違う事業者からの勧誘だった。
●点検を依頼すると、点検後に「このままでは壊れる」、「今なら割引できる」などと言われて契約してしまった。

アドバイス

●電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。
●勧誘してきた会社の社名や連絡先を明確に確認しましょう。
●点検を断る連絡ができず訪問された場合にはインターホン越しに点検を断りましょう。
●その場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
●クーリング・オフ等ができる場合もあります。

「おかしいな」と思ったら、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

開館時間：10時～18時
休館日：火曜日、日曜日、祝日・休日、12月29日～1月3日
〒730－0011　広島市中区基町6番27号　アクア広島センター街8階
※休館日には、消費者ホットライン（☎188（いやや））、
　もしくは広島県消費生活センターをご利用ください。
広島県消費生活センター
　☎082-223-6111　（月～金曜日　9時～17時（年末年始と祝日・休日は休館））

相談無料
秘密厳守
です



広島市HPからは電子メールによる消費生活相談も受け付けています。